

海外招聘西宮市外国人外国語指導教員等の任用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ワシントン州立大学教育学部及び姉妹・友好都市から招聘した外国人外国語指導教員等の任用条件等に関し法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(招聘外国語指導教員等の定義)

第2条 この要綱で招聘外国人指導教員等とは、ワシントン州立大学教育学部及び姉妹・友好都市から派遣されて来日し、西宮市の市立高等学校及び市立小・中・義務教育学校・特別支援学校（以下「学校」という。）に勤務する外国人教員等をいう。

(身分)

第3条 招聘外国語指導教員等の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(所属)

第4条 招聘外国語指導教員等は、教育研修課に所属し、教育研修課長を所属長とする。

(職務)

第5条 招聘外国語指導教員等は、所属長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) ワシントン州立大学教育学部及び姉妹・友好都市との関係深化のための連絡・調整
- (2) 姉妹校提携に関わる連絡調整・指導助言
- (3) WSU教育交流セミナー・共同研究への指導助言及び姉妹・友好都市関連事業への協力
- (4) 中国派遣生徒及び夏季休業中の海外派遣生徒への事前研修
- (5) 新たに来西する招聘外国人外国語指導教員等に対する現地における研修及び指導助言
- (6) 西宮市民及び教員の訪米・訪中時における現地との連絡調整及び現地指導
- (7) 学校及び特別支援学校における外国語授業、英語活動授業の実施又は補助
- (8) 外国語教材作成及び外国語・国際理解教育に関する行事等への協力
- (9) 小・中・高等学校・義務教育学校・特別支援学校教員に対する現職研修
- (10) 特別活動・課外活動及び市民国際交流事業への協力
- (11) その他所属長が必要と認める職務

(採用)

第6条 西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）は、アメリカ合衆国ワシントン州立大学教育学部及びスポークン市教育委員会並びに中華人民共和国紹興市人民政府外事與僑務弁公室に対し、英語や中国語指導のための教員等の派遣を依頼したことにより来日した外国人教員等を招聘外国語指導教員等として任用する。

(任用期間)

第7条 招聘外国語指導教員等の任用期間は1年以内とする。

2 委員会は公務の能率的運用を確保するため必要があると認めた者については、前項の任用期

間に引き続き、1年以内に限り再度任用することができる。

3 ただし、教育長が特別に認める場合はこの限りではない。

(勤務時間)

第8条 招聘外国語指導教員等の勤務時間は、休憩を除き1日7時間30分、1週37時間30分とする。

2 所属長は1週37時間30分の範囲内で招聘外国語指導教員等の勤務時間を割り振ることができる。

(休憩時間)

第9条 招聘外国語指導教員等の1日の勤務時間が6時間を超える場合においては45分、8時間を超える場合においては1時間の休憩時間をそれぞれ所定の勤務時間の中途に置くものとし、その時間帯は委員会が定める。

(勤務を要しない日)

第10条 土曜日及び日曜日は、勤務を要しない日とする。

(休日)

第11条 招聘外国語指導教員等の休日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 1月2日・3日及び12月29日から31日まで
- (3) 委員会が特に定めた日

(年次休暇)

第12条 招聘外国語指導教員等は年間21日の有給の年次休暇を取得することができる。但し、中途任用の場合は、別に定める基準による。

2 年次休暇の取得単位は、1日又は半日とする。

(特別休暇)

第13条 8月1日から9月30日までの間に4日間、翌年の7月1日から7月31日までの間に3日間の特別休暇を与える。

2 前項の休暇は有給とする。

(承認研修)

第14条 招聘外国語指導教員等は、学校の夏季休業中において、所属長の承認を得て、勤務場所を離れて研修することができる。

(報酬の種類)

第15条 招聘外国語指導教員等の報酬は、基本報酬、期末手当とし、退職時割増報酬は支給しない。

(基本報酬)

第16条 基本報酬は第10条に規定する勤務時間（以下「所定勤務時間」という）に対する報酬とし、その額は任用通知書に記載する。

(旅費)

第17条 招聘外国語指導教員等の赴任及び帰国のための旅費として一任用に関して一往復の旅費を支給することができる。なお、支給期限は、任期終了後1ヶ月以内とする。

(実施細目)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項を別に定める。

付則

この要綱は平成15年8月1日から施行する

付則

この要綱は平成16年4月1日から施行する

付則

この要綱は平成17年4月1日から施行する

付則

この要綱は平成19年4月1日から施行する

付則

この要綱は平成21年4月20日から施行する

付則

この要綱は平成23年8月1日から施行する

付則

この要綱は平成24年4月4日から施行する

付則

この要綱は平成25年4月3日から施行する

付則

この要綱は令和元年5月14日から施行する

付則

この要綱は令和2年4月1日から施行する